

【論文】

未就職者問題と企業財務会計士

柴田英樹

目次

- 一. はじめに
- 二. 未就職者の発生背景
- 三. 未就職者救済策
- 四. 企業財務会計士は就職のための解決策か
- 五. 企業財務会計士制度の導入は廃案へ
- 六. 結びに代えて

一. はじめに

日本の国家試験の中でも難関といわれる公認会計士試験に合格したにもかかわらず、監査法人等に就職できずにいる未就職者が増加する傾向にある。ここに未就職者とは、公認会計士試験には合格したものの監査法人や企業などに就職できないでいる人のことである¹。公認会計士試験の合格者の未就職者問題が現在のように社会に表面化する前にも実際には未就職者は存在していた。これは従来から監査需要よりも監査供給の方が多い場合があり、その際には需要過多のギャップが生じていたためである。具体的には公認会計士試験の合格者よりも監査法人の募集人員が少なければ、監査法人に就職できない合格者が増加し、未就職者が発生することになる。逆に公認会計士試験の合格者よりも監査法人の募集人員が多ければ、監査法人の監査人員が不足することとなる。

では監査法人はどのように雇用する人数を決めているかといえば、業務の拡大及び縮小を予想することにより決定しているといえよう。最近ならば、2008年からの内部統制報告書監査制度の新設や四半期報告書のレビューの導入によって各監査法人は多数の公認会計士合格者を採用した。これは新制度導入によりかなりの監査需要増が見込まれたためである。しかし、いったんこうした新しい制度が導入されたとしても、導入された翌年度はすでに採用している人員で仕事を回すことが可能になるので、監査法人は新制度の導入の翌年度には定年や独立により退職した会計士の補充以外に採用を控えることになる。つまり、毎年、公認会計士の合格者の数を増やし、監査人の数を供給し続けることは政策的に困難である。

それにもかかわらず、最近の状況を考えると、公認会計士試験合格者の未就職者が増加する傾向にある。なぜなら金融庁は2018年（平成30年）に公認会計士の5万人計画を打ち出しており、今後も試験合格者を増加したいと考えているため、監査供給が監査需要を上回ることが予想される状況となっているからである。監査法人側では採算面で公認会計士試験合格者をすべて雇い入れる余裕は存在しておらず、監査人の人員は供給過多にならざるをえないのである。

(1) 監査供給過多のケース

公認会計士試験の合格者数>監査法人の募集人員 ⇒ 未就職者の発生

この場合、未就職者を放置しておくことは将来に禍根を残すから、何らかの救済策をとることが必要になる。といっても、すでに試験合格者を受け入れている監査法人にさらに必要以上の合格者を雇用してもらうには無理がある。そんなことをすれば監査法人の収益力が大幅に落ちてしまい、赤字に陥ってしまうからである。実際に合格者の場合ではないが、新日本監査法人がみず監査法人の解体に伴い千人以上の会計士を受け入れた事例がある。これにより新日本監査法人は2007年度（平成19年度）に大幅な赤字に陥ってしまった。新日本は当該赤字対策として数百人規模の早期退職希望者を募ったのである。

また、公認会計士試験合格者だけでも監査供給が過剰であるにもかかわらず、まだすべての試験科目に合格していない科目別合格者を雇用している監査法人がある²。通常は全科目合格者でなければ監査法人は雇用しないが、有能な人材であればたとえ監査供給が過剰な状況であっても科目別合格者でも雇用しておく方が将来、監査法人を背負ってくれる人材がその中に存在する可能性があるのであれば監査法人にとって有利である。

(2) 監査需要過多のケース

公認会計士試験の合格者数<監査法人の募集人員 ⇒ 監査法人の監査人員不足

この場合は公認会計士試験合格者だけでは監査人員が足りないので将来の公認会計士予備軍として科目合格者を雇用することにより、監査を行う人材を確保し、監査の実務に当たらせる必要がある。会計事務所や監査法人がまだ試験に合格していない大学卒業生や科目合格者を雇用することは欧米ではよくみられる事象である。というよりも、アメリカでは大学の新規卒業生が会計事務所に勤務し始めた際にはまだ全科目合格していないものがほとんどである。

未就職者を減少させるためにはどうすればよいか。もっともよい方法は合格者の数を減らすという方法であるが、前述したように金融庁はこうした方法ではなく監査需要を増加させようと考えているのである。そして金融庁がぜひとも実現させたかった制度が企業財務会計士制度である。しか

し、金融庁が未就職問題の対応策として考えていた企業財務会計士はすでに廃案に決まった。こうした現状であるが、企業財務会計士は本当にそれを解決する制度として成立するのかについて本稿で考察ことにする。

二. 未就職者の発生の背景

未就職者の発生の背景は、2006年度（平成18年度）の公認会計士試験の改正後に受験生の増加とともに合格率も引き上げられ、公認会計士試験合格者が大幅に増加したことがあげられる。この増加は監査法人だけでは到底処理しきれものではない。金融庁は政策的に公認会計士の人員を日本で大幅に増加させることを考えており、監査の需給バランスを考えて合格者を増やしているわけではないからである。このように合格者を急激に増加させる理由はカネボウ、ライブドア等と粉飾決算が相次いで発覚し、公認会計士による会社監査の信用を回復させようとしているためである。

ではどのような考えに基づいてどれだけの合格者を増やそうとしているのであろうか。金融庁にはアメリカにおける公認会計士の人数が念頭にあると思われる。アメリカの会計士総数と日本の会計士総数とを比べて、日本が見劣りしない程度の人数にしたいと考えているのである。日本では公認会計士の数が約3万人（2010年12月現在、会計士補も含む）であるのに対して、アメリカでは34万人（2009年8月現在）が公認会計士の数³である。もちろんアメリカのすべての会計士が監査業務を行っているわけではない。半数以上の会計士は個人で開業して税務業務に従事したり、あるいはコンサルティング会社でコンサルタントとして活躍したり、あるいは一般会社で経理業務等に従事しているのである。

とはいえアメリカに比べて、会計士の人数は圧倒的に日本の方が少ないのは確かである。このためアメリカをはじめとする西洋各国から日本の公認会計士は人員が足りていないため、十分に監査を適時に実施できていないのではないかという疑惑の目が向けられている⁴。しかし、アメリカの会計士の数が逆に多すぎるという可能性もあるのではないのではないだろうか。この点も検討することが必要だろう。つまり、会計士を保険の代わりに利用しているのである⁵。

金融庁は日本の公認会計士による監査は他の先進国に負けない程度の水準にあることを明らかにしたいが、現在のような圧倒的な人員の少なさでは説得力に乏しいといわざるを得ない。そこで先に指摘したように金融庁は公認会計士5万人計画をおち上げ、会計士の人員からいっても他国と遜色がないことを明確にしたかったのである。ただ、日本には公認会計士のほかに同じ会計専門家として税理士制度がある。この両者が併存する状況になっている。

つまり、日本の公認会計士と税理士との合計数でアメリカの会計士数と比較することが必要である。日本では税理士数約7万1千人（2008年12月現在⁶）といわれており、会計士約3万人と合計すると約10万人いるということになる。アメリカの人口は3億人以上になっているので、日本の人口約1億3千万人の倍以上あることになり、日本の現状はアメリカと較べるとやはり会計専門家の

数は多くないことになる。

もちろん税理士は会計監査を行うわけではなく、税務申告書作成業務や税務相談を行っているのである。そして監査法人に勤務している会計士が税務申告を行っているという状況は多くはないものの実際に中小規模の監査法人では行われている。また、会計士が監査法人を退職し、個人で主に税務業務を行うために会計事務所を開業する人も少なくない。これに対して、税理士会は現在のよ様に会計士が税理士業界に参入することに対して反対している⁷。つまり、会計士と税理士とで職域問題が日本では大きな問題として存在している。

図表 1 日米の公認会計士数の比較

	日 本	アメリカ
公認会計士数 (1)	3万人	34万2千人
税理士数 (2)	7万1千人	-
会計専門家 (1)+(2)	9万8千人	34万2千人
人 口	1億2千7百万人	3億1千4百万人
人口比	約4,700人に一人	約900人に一人

※日本は2010年12月時点、アメリカは2009年8月時点。当該公認会計士数には、準会員も含まれている。
(出所：日本公認会計士協会ホームページ、AICPA ホームページ、閲覧日：2011年5月26日)

図表2からわかるように、2005年度は1,308人だった公認会計士試験合格者（2005年度までは第2次試験合格者）が、2007年度には倍増し、2008年度にはさらに合格者を増加させたことになる。合格率も2006年度と2008年度とを比べると約2倍になっている。つまり、試験の合格をしやすくさせたことがわかる。

2010年度の合格率7.6%はここ最近では最も合格率が低下している。しかし、合格者数はむしろ微増（7人増）している。

図表 2 近年の論文式試験合格者数の推移

新旧試験	年度	合格者	合格率
旧試験	2005	1,308人	8.5%
新試験	2006	1,372人	8.4%
新試験	2007	2,695人	14.8%
新試験	2008	3,024人	15.3%
新試験	2009	1,916人	9.4%
新試験	2010	1,923人	7.6%

※平成17年は、旧試験における第2次試験合格者数。合格率は、第2次試験合格者数/第2次試験願書提出者数。

※平成18年以降は、現行試験における論文式試験合格者数（旧第2次試験合格者等を除く）。合格率は、論文式試験合格者数/願書提出者数（ともに旧第2次試験合格者等を除く）。

(出所：金融庁『公認会計士制度に関する懇談会 中間報告書』、2010年7月、3頁及び公認会計士・監査審査会ホームページ、閲覧日：2011年5月24日)

図表3を見ると、2008年度に新試験導入で合格者数を約3千人にしたが、合格者の未就職問題が生じたために、2009年度は千人程度減少させている。それにもかかわらず、合格者の未就職率は31.9%（2008年度）から43.3%（2009年度）と急増している。2007年度は合格者数を2006年度に比べて倍増させたものの未就職率は9.4%となっただけでそれほど大きな問題とはならなかった。その理由は、2007年度においては2008年度から始まる内部統制報告書監査制度や四半期報告書レビュー制度が導入されることをにらんで各監査法人が多く試験合格者を採用したためである。だが、こうした新制度による雇用の増加は翌年度である2008年度に続くことはなかった。

図表3 4大監査法人の合計採用者数

年度	採用者数	合格者数	新試験合格者数	未就職者率
2005	1,275人	1,308人	—	2.5%
2006	1,734人	3,108人	1,372人	0%
2007	2,442人	4,041人	2,695人	9.4%
2008	2,060人	3,625人	3,024人	31.9%
2009	1,087人	2,229人	1,916人	43.3%
2010	800人	2,041人	1,923人	58.4%

※四大監査法人での採用はおよそ650～700人で、中小監査法人、一般事業会社などを入れて800人が就職できたと予測した（筆者）。

（出所：斎藤裕「Part 4 公認会計士たちの不安 若手の悩み 増える「未就職者」 就職できても明るい未来を描けない」『週刊エコノミスト』臨時増刊2010.12.20、毎日新聞社、94頁及び公認会計士・監査審査会ホームページ、閲覧日：2011年5月24日）

三. 未就職者救済策

未就職者は公認会計士試験の根幹を揺るがす事態であるから、早急に対策を打ち出さなければならない。といっても公認会計士試験の合格者の人数を大幅に減少させるわけにはいかない。なぜなら公認会計士は2018年度（平成30年度）までに5万人体制にするという金融庁の目標が存在するからである。

しかし、今のような大量の合格者を監査法人が新たに雇用し続けることは不可能である。そこで金融庁が考え出したのが企業財務会計士制度である。企業財務会計士制度は、公認会計士試験制度が改正される前に存在していた会計士補に類似しているといえよう。何故、会計士補がなくなったのかといえば、公認会計士試験において第二次試験がなくなったためである。公認会計士試験制度の改正前には、公認会計士試験は第一次試験（年1回実施）、第二次試験（年1回実施、短答式試験と論文式試験の2段階試験）、第三次試験（年2回実施、筆記式試験と口述式試験の2段階試験）という3つの試験（3段階5回の試験）から構成されていた。第一次試験は大学で一般教養科目を取得していれば免除になったので、通常の受験生は第一次試験を受験せずに試験免除を受け、第二

次試験から受験していたのである。そのため第二次試験が旧公認会計士試験で重要性を持っていた。そしてこの第二次試験に合格すれば、公認会計士の監査業務を補助する会計士補となることができたのである。会計士補はまだ公認会計士にはなっていないものの正式な資格として認められていた。

ところが新試験制度になり、第一次試験から第三次試験までが一本化され、公認会計士試験は一本化されたのである。新試験では、1段階2回の試験（短答式試験と論文式試験）に大幅に簡素化された。わかりやすくいえば、従来の第二次試験が公認会計士試験にとって換わり、一本化されたといえよう。ただし、第二次試験科目だけだと租税法がわからない会計士が増加してしまうために、第三次試験にあった税法を一本化した公認会計士試験科目の中に統合することになった。こうした判断は税理士業界からの「会計士は税務に弱い」という批判があったにもかかわらず、税務科目をなくしてしまうとなるとその弱点をますます助長することになりかねないと考えられたためであると思われる。こうして従来は第三次試験において出題されていた税務は公認会計士試験の中に含まれることになった。ただ第三次試験の際には税務実務は法人税の出題が中心であったが、租税法では法人税だけではなく所得税法や消費税法も出題されることになった。これも税理士業界を意識した対応といえよう。

では教養科目が身につけているかの第一次試験はどうなったかといえば、第一次試験のような教養試験は必要がないと考えて、多くの人材の中から会計士になるべき人材を選ぶことになった。これにより大学に進学していない高校卒業生や経理専門学校に進学した学生も公認会計士試験を受験することが可能になった。公認会計士となる門戸は開放されたことになる。

このように制度を変更することにより、公認会計士を取得する人材をこれまで以上に広い範囲からとることができるようになったのである。また、これにより大学に進学していない人たちも公認会計士試験を受験することが可能となった。しかし、試験の受験が制度改正後が容易になったものの、実際には大学に進学しなかった学生がそれほど多く公認会計士試験を受験しているわけではない。高卒者が公認会計士試験に合格すると、テレビや週刊誌等のニュースになるくらいだから、まだまだ少ない状況といえよう。実際に公認会計士試験の合格者はほとんど一流私立大学や一流国立大学・公立大学の在學生や卒業生で占められていることからそのことが容易に想像できる。もちろん大学に進学しなかった受験生が多くおり、しかし合格者にはそれほどいなかったという仮説も成り立つことは確かであるが、これは不自然な仮説である。もしそうであれば、何のために第一次試験をなくしてしまったがわからないからである。

一方、日本公認会計士協会は、金融庁が試験を一本化したことで、従来に比べて能力的に劣る人が多く参入してくることを恐れた。公認会計士の質が低下すると、会計士制度が維持できなくなってしまうからである。そこで実務補習所の修了考査を実施することになった。実務補習所の修了考査は実質的には従来の第三次試験に換わる試験となっている。金融庁はこうした足枷を本当はほめたくなかったと想像できるが、会計士協会としては公認会計士の能力が低下することはしたくな

かったので、新たに補習所の修了考査を新設したのである。

しかし、これでは金融庁が案のために試験制度を改革したのかがわからない状況に陥ってしまったといえる。もちろん日本公認会計士協会はそのことがわかっていながらも、修了考査を課しているのである。これは修了考査が公認会計士の能力を維持するために必要な試験と考えているためであろう。

一本化はまた新しい問題を引き起こした。試験が一つになってしまい、会計士補が存在しなくなってしまったのである。これは従来においては第二次試験合格により会計士補の資格⁸が付与され、第三次試験合格により公認会計士の資格が付与となっていた。しかし、試験が一本化されたため本来であれば、公認会計士の資格付与をすることができるはずであるが、実務経験⁹や実務補習及び実務補習所の修了考査の合格がなければ公認会計士となれないために、これらを充足していない公認会計士試験合格者は公認会計士になることができない。公認会計士試験に合格していなければ、実務補習所に行くことができず、実務補習所は三年間の補習期間が必要なために公認会計士試験合格者は、公認会計士試験に合格しても三年間は公認会計士になれないのである。また、この三年間の間に二年間の実務経験も必要になる。もちろん実務経験は公認会計士試験の前でも後でも構わないことになっているので、実務補習と並行して行う必要はない。このように公認会計士試験合格者は、公認会計士試験に合格しながらも資格を付与されないという不安定な状況になってしまっている。

そこで金融庁はこの不安定な状況を正すことが必要であると考えて、公認会計士試験に合格した場合に企業財務会計士の資格を付与することを考えたのである。ただ企業財務会計士は公認会計士でもなく、また監査を行うことができる能力をいまだ持っていないために、こうした制度導入に関しては反対の立場の人たちも少なくなかった。

図表 4 新旧公認会計士試験の比較

	旧公認会計士試験 (平成17年度まで)	新公認会計士試験 (平成18年度まで)
試験回数	3段階5回 第一次試験(筆記):年1回 第二次試験(短答式、論文式):年1回 第三次試験(筆記、口述):年2回	1段階2回 公認会計士試験 (短答式:年2回、論文式:年1回)
資格	2段階の資格 (会計士補、公認会計士)	1段階の資格 (公認会計士)
試験科目	第一次試験は4科目(国語、数学、外国語(英語)、論文) 第二次試験は短答式5科目(簿記、財務諸表論、原価計算論、監査論、商法)、論文式7科目(簿記、財務諸表論、原価計算論、監査論、商法の5科目が必須科目、経済学、経営学、民法から2科目の選択) 第三次試験は5科目(会計実務、監査実務、税務実務、分析実務、論文)	短答式4科目(財務会計論、管理会計論、監査論、企業法) 論文式5科目(会計学、監査論、企業法、租税法の4教科が必須科目、経済学、経営学、民法、統計学から1科目の選択)

公認会計士になるための条件	第二次試験合格後に実務経験を2年以上積み、実務補習所に2年間通学し、必要な履修単位を取得し、実務補習所を卒業することが必要である。第二次試験の後、3年経過しなければ、第三次試験は受験できない。	公認会計士試験合格後、実務経験を2年以上積み、実務補習所に3年間通学し、必要な履修単位を取得し、実務補習所の修了考査に合格することが必要である。①実務経験2年以上、②実務補習所での必要単位の取得、③修了考査の合格の3条件を満足しなければ、公認会計士の資格を取得できない。
公認会計士試験の門戸開放度	大学の卒業や第一次試験の合格がなければ、第二次試験を受験できない。高卒は第一次試験というハードルがあり、なかなか第二次試験を受験できなかった。つまり、試験の受験はあまり開放された状況にはなかった。高卒で受験するためには、第一次試験の合格が必要で、その合格のためには一般教養（法学、古典など）の勉強をしなければならなかった。	高校生でも試験を受験できる。2010年度は岐阜県の定時制高校生（高校2年生）16歳が公認会計士試験に合格した。つまり、試験受験の門戸は開放されている。
科目別合格	全科目一括合格であることが必要で、科目別合格は認められない。	科目別合格が認められている。短答式試験合格から2年以内に全科目を合格しなければならない。

※新試験は、短答式試験に合格後、論文式試験を受験することができる。論文式試験は年に1度だけだが、短答式試験については2010年度（平成22年度）から年に2度の受験機会が用意されている。また、短答式試験に合格した人は、その後2年間は短答式試験が免除されることとなっている。

（出所：筆者が作成）

四．企業財務会計士は就職のための解決策か

企業財務会計士は監査法人に公認会計士試験合格後に入社する道しかないのではなく、一般事業会社やコンサルティング会社等へも会計能力のある専門家として勤務する道もあると金融庁は考えていた。その意味では従来のように公認会計士試験合格者という不安定な状況から一定の安定した状況が確保されるというメリットがある。しかし、一般事業会社やコンサルティング会社等が企業財務会計士を必要としているかといえば、特別にそうした資格を持った人材を必要としているわけではない。もちろん一般事業会社の経理部にこうした資格を持った人材がいれば重宝するし、有用であることは間違いがない。だが、日商簿記1級を持っている人材と企業財務会計士とはどれだけ能力が違うのかといえば、それほどは変わりがないであろう。

公認会計士試験には企業法¹⁰、経済学あるいは経営学等¹¹があり、企業財務会計士の方がより幅広い知識を持っていると想像できるが、それが有用な資格として他の社員よりも高額で雇うことができるかは疑問である。

しかし、金融庁は一步、そうした議論から踏み出そうとして、企業財務会計士制度を法案化し、

国会での成立を目指していたのである。これに対して、日本公認会計士協会のトップである山崎彰三会長は賛同したものの、理事や地方会の会長等の間では反対論が根強くあった¹²。また、税理士会では新しい資格に対して競合相手になるとして反対論が少なくなかった。さらには産業界も反対論は少なくなかった¹³。そして最終的に反対論が力を得るに及んで、金融庁は企業財務会計士制度を廃案にするほかなかったのである。

金融庁が意識していたのは、アメリカのような企業内会計士であろう。しかし、アメリカのように日本は労働市場がまだまだ流動化しているわけではない。確かに日本では1990年のバブル崩壊後に企業でも多くのリストラが行われるようになった。それまでの日本人の企業に対する忠誠心はこうしたリストラの嵐によって低下する一方である。企業が従業員に親身になってくれないのに、従業員が一方向的にその勤務している企業を維持・発展させる意欲は薄らぐことは当然といえよう。

終身雇用制が一部崩壊したからといって日本において労働市場が整備されるようになったわけではない。つまり、他社に転職するのが日本ではまだまだ困難な状況が存在している¹⁴。確かに専門的な能力を持つサラリーマンは他社に移って仕事をする機会は増加した。だが、多くのサラリーマンはリストラによって定職を追われ、非定期的な仕事に就くことになった。給料は以前より少なくなり、また職も不安定でいつ解雇されるかわからない状況へと追い込まれているのである。

企業財務会計士は専門職だから、企業は能力のある人材として雇用してくれると金融庁は考えたかもしれない。しかし、公認会計士試験に合格した大部分の者は大学在学中か大学を卒業していても職につかずに試験浪人していた人たちである。公認会計士試験合格者は実務経験がある人がほとんどいないため、企業財務会計士になることはできない。つまり、企業財務会計士制度を作っても、企業財務会計士になれる人は監査法人に勤務している人や勤務していた人しかいないため、一般事業会社に勤務している人や今後、勤務しようとしている人がすぐに企業財務会計士になることは困難である（図表5を参照のこと）。こうしたすぐに使えない人材に企業が給料を他の社員よりも多く払うことは考えられない。また、企業内会計士になりたいと考えて、企業財務会計士になる者はそんなに多くいるとも思えない。

五. 企業財務会計士制度の導入は廃案へ

政府は2013年度から導入を検討していた企業財務会計士制度の見送りを決めた。2011年4月21日開催の参議院財政金融委員会で同資格の創設を柱とする公認会計士法改正案の規定の削除を全会一致で決めたからである¹⁵。

このような流れになったのは、野党から「会計士にも、税理士にもなれない。ニーズがないのに資格を作れば、一生懸命勉強する人がかわいそうではないか」という意見が出され、これに同意する他の野党による勢いにも押され、反対意見が大勢を占め、新資格の導入は集中砲火を浴びた。

今回の新資格は公認会計士試験に合格したにもかかわらず、就職できない就職浪人が大量に発生

したため、その就職浪人対策として考えられた制度である。約1年の議論を経て、金融庁が公認会計士制度の最終案を2011年1月にまとめ、発表していた。しかし、制度導入の土壇場で最終案が削除されることになったのは、会計士業界、税理士業界、産業界等の関連業界の根強い反対があったためである。

企業財務会計士制度は公認会計士の前段階の資格であり、以前の会計士補に類似している。会計士補は公認会計士ではないものの一定の資格として認知されていたが、現在の公認会計士試験合格者はそうした資格とは認知されておらず、難しい公認会計士試験に合格したにもかかわらず、公認会計士試験合格後の3年間に

- ①2年間以上の監査の実務経験をし、
- ②実務補習所に3年間通い、さらには
- ③実務補習所の最終試験（修了考査）に合格しなければ、

何らの資格を持たない中途半端な状況におかれて続けることになる。そこで金融庁は公認会計士試験合格者に対して資格を付与を行い、資格保持者として認知する方向で企業財務会計士制度の導入を図ったのである。

最終的に公認会計士試験合格しただけでは先に示した3つの条件を満足していないため、公認会計士にはまだなることができない。しかし、公認会計士試験に合格しているから何らかの資格を付与してあげたいと金融庁は考えたのである。それが企業財務会計士である。しかし、企業財務会計士は監査証明業務を行うことはできない。とはいえ企業財務会計士はコンサルティング業務など会計業務（2項業務）を行えるので、最終案発表後、競合する税理士業界が創設反対を野党に働きかけた。日本公認会計士協会や日本経団連もいったんは企業財務会計士の導入に賛成していたが、消極論が勢いを増し、新資格の創設削除を後押しした。

しかし、企業財務会計士制度の導入を廃案にすることで就職浪人問題が解決したわけではなく、問題の解決が先送りになっただけである。金融庁は公認会計士試験の合格者数を大幅に減らすとは明言していない。現在のような大量の合格者数は無理であるとしても、ある程度の合格者数は維持すると考えられる。したがって、未就職者問題は今後も抜本的に解決を見ずに、今後も問題を引きずり続けることになりそうである。2012年以降国際財務報告基準（IFRS）への対応が必要になり、IFRSの専門家が多数必要とされる状況であると予想されている。その際にIFRSの知識を持った専門家として、企業財務会計士制度が導入されれば、それなりに脚光を浴びる可能性があったといえよう。2010年度の公認会計士試験合格者は大幅に減少したが、それでも監査法人に就職できない者が多かった。公認会計士試験合格者が監査法人に就職を希望する理由は、先の3つの条件のうちで監査の実務経験が監査法人に勤務すれば得られるためである。監査法人に勤務しないで、監査の実務経験を得ることは容易ではない。

今後、公認会計士試験の合格者を減少させて就職浪人を減少させても、この問題は根本的には解決することはできない。なぜなら監査法人には公認会計士試験の合格者を全員雇用するキャパシ

ティはなく、一般事業会社やコンサルティング会社に雇用の一部を負担してもらう必要があるからである。監査法人はIFRSの知識を持った専門家を増加させて、日本でのIFRS導入をスムーズに実行する必要がある。我が国でIFRS導入が決まれば、遠からぬ時期に監査法人は監査している一般事業会社にIFRSに関する専門家を派遣し、指導することが必要になろう。指導といっても公認会計士法で監査先に対してコンサルティング業務を同時に行うことは禁止されている。しかも、IFRSの導入状況のチェックは、従来の公認会計士が対応すればすむことであり、わざわざ企業財務会計士に行かせる必要性がない。つまり、監査法人はIFRSが一般事業会社に導入されるからといって企業財務会計士を多く雇う必要はない。

また、たとえIFRSに対応するための人材の需要があっても監査法人としてはこうした需要が多くなるのは、一時期のことに過ぎないことを半期報告書制度の導入や内部監査報告書制度の導入の経験から熟知しているのである。監査法人は民間企業であり、人件費の増加により赤字を出したくないのが本音である。

一方、金融庁は世界的に日本が会計監査の品質管理を保持していることを見せるために、日本の公認会計士の総数をある程度の規模で増加させたいという思いがある。このように監督官庁と公認会計士業界の考え方には齟齬があり、容易にその溝を埋めることは困難な状況である。そこに経済界、競争相手の税理士業界やコンサルティング業界、さらには政治家が絡み合い、さらにはアメリカからの公認会計士の総数を増加させて欲しいとの要請もある。

金融庁は、今回の企業財務会計士制度の廃案に伴って、合格者数を減少させる方向にあるといわれている。また、参院財政金融委員会において政府は2011年度の試験合格者数については「1500人から2000人ということ」を答弁している。

六. 結びに代えて

では筆者はこの未就職者問題をどのように解決すべきと考えているのかについて述べてみたい。

(1) 会計士補制度の復活

企業財務会計士制度は名前も初めて使用されることから、各業界からの風当たりが強い。本当にそのような制度が必要なのかという存在意義から疑問視されかねない状況になっている。

こうした状況の下では、以前において存在していた資格でかつ、誰もその存在意義を疑うことのない資格があれば、企業財務会計士に代えて、その名称を使用した方がよい。その名称とは、「会計士補」である。

会計士補は、旧公認会計士第二次試験に合格すれば与えられた資格である。この名称をいつのまにか消し去ってしまったことに筆者は違和感があった。

監査法人に勤務しながら、資格の存在しない新試験の合格者はかわいそうである。それならば、新試験に合格した段階で会計士補の名称が使えるように、会計士補制度を復活すべきである。

図表5をみると、公認会計士合格者という資格を持たない不安定な存在と比べると企業財務会計士という資格を持った存在にしようとする方向性は誤っていない。しかし、実務経験があくまでないとダメだというのは激しすぎる。企業内会計士を育成するためであれば、こうした実務経験はなくてもよいのではないのか。

図表5 会計士補、企業財務会計士と公認会計士合格者との比較

	会計士補	企業財務会計士	公認会計士合格者
新旧試験	旧試験	新試験 (改正案⇒廃案)	新試験（現状）
資格	資格（業務補助などの実務経験2年以上の条件は不要）	資格（業務補助などの実務経験2年以上の条件は必要）	資格は新試験合格だけではまだ取得できない
長所	公認会計士第二次試験（旧試験）に合格すれば、資格取得できた。2項業務（会計業務）、3項業務（監査補助業務）が行える。	公認会計士試験（新試験）に合格し、さらに業務補助などの実務経験2年以上を行えば、資格取得できる。2項業務、3項業務が行える。	公認会計士試験（新試験）に合格しても資格取得できない。
短所	会計士補の資格だけでは、1項業務（監査証明業務）ができない。	企業財務会計士の資格だけでは、1項業務ができない。	公認会計士試験（新試験）に合格しているのに、何らの資格が与えられない。その後、監査法人に勤務し、業務補助などの実務経験を2年以上行い、試験合格後の3年間に実務補習所で必要とされる単位を取得し、補習所の修了考査に合格した後に初めて公認会計士として登録することができる。公認会計士試験合格後、少なくとも3年間は公認会計士試験の資格が与えられない状況である。

（出所：筆者が作成）

（2）税理士から公認会計士への乗り入れの促進

旧試験にあった第一次試験を広く門戸を開放するという理由で大学卒業をしていなくても、新試験を受験できるようになった。

しかし、このような門戸開放よりもっとよい方法がある。税理士から公認会計士になる道を用意にすればよいのである。税理士はすでに会計専門家として、簿記、財務諸表論に通じているばかりでなく、税法の知識も十分に持っている。

こうした有意の人材から公認会計士になる道を容易にすることは大いに歓迎すべきである。ただ監査論について知識が十分とはいえないので、監査論の試験を義務付ければよい。つまり、公認会計士の人数を早急に増加させたいのであれば、監査論だけの特別試験を例えば3年間実施し、公認

会計士を増やせばよい。

これと似たようなことは戦後も計理士から公認会計士を特別試験で増加させたことからすでに実施済みのことともいえる。

また、この特別試験の期間が終了した後は、新試験の監査論と選択科目から1科目の合格を義務付け、会計士補への登録ができるようにすればよい。この後、実務補習所に通わせ、実務経験を2年以上行って、修了考査に合格したら、公認会計士になれるようにすればよいのである。

このことは逆に税理士になりたい会計士が現在と同様に税理士会に登録すれば、税理士になれる恩恵を温存させる道を残すという交換条件を税理士会から引き出すことが必要である。つまり、会計士業界と税理士業界とがお互いにギブ・アンド・テイクでお互いにメリットのある方向性を志向することが必要となろう。

¹ 齋藤裕「Part 4 公認会計士たちの不安 若手の悩み 増える「未就職者」就職できても明るい未来を描けない」『週刊エコノミスト』臨時増刊2010.12.20、毎日新聞社、83頁。

² 有限責任監査法人トーマツは、積極的に科目別合格者を採用している。例えば、中国人留学生で日本の大学を卒業した科目別合格者を入社させ、将来における中国とのさらなる交流に有用な人材を確保した。将来を見据えた方向性として注目される。

³ アメリカの公認会計士数：342,490人（監査業界：44%、経済界：39%、退職者：7%、その他：10%）、金融庁ホームページ、<http://www.fsa.go.jp/singi/kaikeisi/siryou/20100413/03.pdf#search='アメリカの会計士数'>、閲覧日：2011年5月26日。

⁴ 日本の公認会計士の数はアメリカやイギリスなどと比べて非常に少ない実態であるとされている。その理由は、日本では会計監査の歴史が浅いことや試験制度が身重すぎるなどが挙げられる。岩田康成『日経で学ぶ 実践！企業会計』日本経済新聞社、2004年6月、156頁。

⁵ 千代田邦夫、盛田良久、百合野正博、朴大栄、伊豫田隆俊『ウォーレスの監査論』同文館出版、35～41頁。

⁶ 高橋茂久、青木岳人、櫻井洋『もっと知りたい⑥ 税理士の仕事』法学書院、2011年4月、64頁。

⁷ 公認会計士の資格を取得すると、税理士に自動的になることができる。税理士会に登録すればよいからである。しかし、こうした恩恵があることに対して税理士会はよく思っておらず、何か会計士に税務上等の事件があれば会計士に簡単に税理士試験が取れない状況を作り出したのである。

⁸ 会計士補は、公認会計士のように1項業務の監査証明業務は行えないが、2項業務（会計業務）、3項業務（監査業務の補助）は行うことができた。また、会計士補は日本公認会計士協会への加入は任意であった。

⁹ 監査業務について公認会計士や監査法人の業務補助や、財務に関する監査・分析その他の実務に従事したという実務経験が通算2年間必要になる。この実務経験の期間2年間というのは、試験に合格する前後を問わないとされている。

¹⁰ 金融商品取引法、商法総則、会社法

¹¹ 統計学、民法が「経済学あるいは経営学等」の等に該当する。公認会計士試験受験生は、経済学、経営学、統計学、民法の中から公認会計士試験受験生は1科目を選択して、合格しなければならない。

¹² この反対理由は、合格率が高くなり、優秀な人材という公認会計士の権威が落ちることが危惧されるからである。齋藤、前掲稿、87頁。

¹³ 反対理由は、企業に未就職者を押し付けられても困るというものだった。齋藤、前掲稿、87頁。

¹⁴ 米国では従業員はいつ解雇されてもよい心構えを持っている。したがって、解雇される前により良い職場を探しており、企業に対する忠誠心は高くはない。ヘッドハンターと常に連絡を取り、役職や給与面でよりステッ

プアップしたいと考えているのである。

¹⁵ 公認会計士法の改正案は今国会に「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」の一部として提出されていた。しかし、野党が企業財務会計士制度に反対。その他の法案の成立が優先され、企業財務会計士の創設と科目合格の有効期間の見直し、企業における会計専門家の活用の促進や、その活用状況を有価証券報告書で開示する規定の3つが削除された。これら公認会計士法の一部を改正する法律案を除いた「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が4月27日に参院本会議で修正議決された。(IFRSフォーラム「「企業財務会計士」は幻に、振り出しに戻った就職難問題」<http://www.atmarket.co.jp/news/201104/27/cpa.html>、閲覧日：2011年5月19日)

【参考文献】

岩田康成『日経で学ぶ 実践！企業会計』日本経済新聞社、2004年6月。

金融庁『公認会計士制度に関する懇談会 中間報告書』、2010年7月。

高橋茂久、青木岳人、櫻井洋『もっと知りたい⑥ 税理士の仕事』法学書院、2011年4月。

千代田邦夫、盛田良久、百合野正博、朴大栄、伊豫田隆俊『ウォーレスの監査論』同文館出版、2004年4月。

柴田英樹『粉飾の監査風土—なぜ、粉飾決算はなくなるのか』プロGRESS、2007年7月。

柴田英樹『会計士の監査風土—会計士は不正のトライアングルを断ち切れるか』プロGRESS、2011年6月。